

1 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工（以下「付帯構造物設置工（ICT）」という。）に適用する。

なお、付帯構造物設置工（ICT）については、ICT 土工および ICT 舗装工と同時に実施する場合に適用できるものとする。

2 適用工種

- ・コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）、（コンクリートブロック張）、（連節ブロック張）、（天端保護ブロック）
- ・緑化ブロック工
- ・石積（張）工
- ・側溝工（プレキャストU型側溝）（L型側溝）（自由勾配側溝）
- ・管渠工
- ・暗渠工
- ・縁石工（縁石・アスカーブ）
- ・基礎工（護岸）（現場打基礎）（プレキャスト基礎）
- ・海岸コンクリートブロック工
- ・コンクリート被覆工
- ・護岸附属物工

3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

（1）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工（ICT）と同時に実施する、ICT 土工および ICT 舗装工において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

上の費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～5）とし、ICT 活用工事実施要領（付帯構造物設置工）に示すその他の出来形管理の経費は、共通仮設費率および現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5）上記1）～4）に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

（2）費用計上にあたっての留意事項

- 1）3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および3次元データ納品を行

う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が（１）で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

- 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。